

基金だより

Vol.61

CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成18年11月20日

事業状況

平成17年度決算等のお知らせ	1
基金規約の一部変更	4
指定年金数理人の変更について	4
実地監査結果の通知について	5
運用体制の見直しについて	5

解説

平成19年4月からの年金制度改正の実施事項	6
-----------------------	---

事業統計

主要事業事項の傾向・年金資産額と運用利回り	8
-----------------------	---

平成17年度決算等のお知らせ

当基金の平成17年度の決算をはじめとする下記の報告事項及び議案事項が、去る9月11日に開催された第87回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

報告事項

報告第1号	事業実施概況について
報告第2号	運用体制の見直しについて
報告第3号	保養所の売却について
報告第4号	理事長専決処分について
報告第5号	厚労省（厚生局）の監査結果について

議案事項

議案第1号	平成17年度決算について
議案第2号	平成17年度剰余金処分について
議案第3号	積立水準の回復計画について
議案第4号	規約・規程の変更について
議案第5号	任意脱退に伴う規約の一部変更について
議案第6号	指定年金数理人の変更について

平成17年度の事業実施結果について

●適用・報酬関係

加入員数	7,746人
給与月額	309,640円
賞与年額	700,228円(2.26ヵ月分)

●年金給付関係

年金受給権者数	5,620人
平均年金額	454,369円
成熟度(加入員比)	72.55%
成熟度(掛金収入比)	132.54%

●掛金収納関係

標準掛金・調定額	21.23億円
標準掛金・収納額	19.55億円
標準掛金・収納率	98.21%

●福祉事業関係

〔慶弔金の支給状況〕	
結婚祝金	81件／81万円
死亡弔慰金	6件／60万円

●資産運用関係

〔修正総合利回り〕	
国内債券	-2.04%
国内株式	45.72%
外国債券	8.23%
外国株式	28.74%
合計	19.47%

平成17年度決算

年金経理

年金給付や年金資産の管理運用などを行う経理です。
資産額は時価により表示しています。

●平成17年度の収支状況（損益計算書）

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

費用勘定 49,355,146,435円

年金給付費	2,502,413,717円
支給した年金	
運用報酬・業務委託費等	140,119,368円
信託銀行・投資顧問会社への 運用手数料・業務委託費等	220,491,566円
移換金	1,871,558円
企業年金連合会に移換した 中途脱退者の年金原資	67,994円
拠出金	5,887,412,000円
企業年金連合会の行う支払保証事業への拠出金	
収益計上超過額	
勘定科目変更調整金	32,963,235,000円
最低責任準備金増加額	
最低責任準備金が前年度より増加した額	
特別掛金収入現価減少額	161,923,000円
特別掛金収入現価が前年度より減少した額	
移行調整金取崩額	77,777,778円
当年度剰余金	7,399,834,454円

収益勘定 49,355,146,435円

掛金等収入	1,991,811,455円
事業主と加入員からの掛金	
運用収益	5,763,352,988円
年金資産運用における収益	
受換金	5,755,707円
企業年金連合会から受換した 再加入者の年金原資	195,784,534円
政府負担金	145,751円
年金給付に対する政府からの負担金	
受入金	
業務会計からの受け入れ	
数理債務減少額	41,398,296,000円
数理債務が前年度より減少した額	

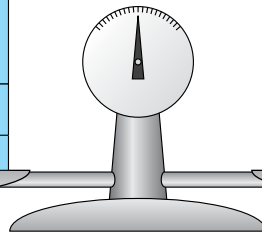
●資産と負債の状況（貸借対照表）

資産勘定 44,783,663,370円

年金資産	35,810,259,594円
信託資産	35,233,356,923円
預貯金等	576,902,671円
特別掛金収入現価	8,895,626,000円
移行調整金残高	77,777,776円

負債勘定 44,783,663,370円

給付債務	35,698,555,000円
数理債務	2,735,320,000円
最低責任準備金	32,963,235,000円
支払備金等	998,979,762円
当年度剰余金	7,399,834,454円
別途積立金	686,294,154円



（平成18年3月31日現在）

平成17年度

積立水準の検証

基金では、財政の健全性をチェックするために、毎決算時に年金資産の積立水準の検証を行っています。積立水準の検証には、①積立水準が必要額に達しているかどうか（継続基準の財政検証）、②加入員の年金受給

権が確保されているかどうか（非継続基準の財政検証）の2つの観点から行われます。当基金の平成17年度末の年金資産の積立水準は、継続基準の財政検証では基準値をクリアしましたが、非継続基準の財政検証では基準値を下回る結果となり、必要となる回復計画の策定を行いました。

区分	当基金の積立水準		基準値	
継続基準	純資産額	34,811,280千円	1.00以上	
	責任準備金	32,963,235千円		
非継続基準	代行給付について	純資産額	34,811,280千円	1.05以上
		最低責任準備金	32,963,235千円	
	給付の全体について	純資産額	34,811,280千円	0.90以上 （平成19年度以降1.00以上）
		最低積立基準額	43,991,173千円	

業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。
事業の運営にあたっては経費の縮減に努めました。

損益計算書 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

費用勘定	収益勘定
事務費 55,069,053円	掛金収入 86,510,490円
代議員会費 369,595円	延滞金 454,400円
機械処理経費 5,427,140円	受取利息及び配当収入 20,209円
繰入金 20,145,751円	雑収入 19,405円
雑支出 1,610,421円	
当年度剰余金 4,382,544円	
合計 87,004,504円	合計 87,004,504円

貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

資産勘定	負債勘定
現金・預貯金 68,559,823円	預り金・未払金 98,294円
未収事務費掛金 8,245,020円	引当金 25,657,000円
未収金 841,700円	繰越剰余金 67,508,705円
有価証券 20,000,000円	当年度剰余金 4,382,544円
合計 97,646,543円	合計 97,646,543円

業務経理・福祉施設会計

種々の福祉施設事業を行う会計です。
業務会計同様、経費の縮減に努めました。

損益計算書 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

費用勘定	収益勘定
事務費 56,951,540円	施設収入 21,566,820円
福祉給付金 1,410,000円	受入金 20,000,000円
雑支出 11,437,036円	受取利息及び配当収入 299,415円
	雑収入 638,496円
	基本金戻入金 27,293,845円
合計 69,798,576円	合計 69,798,576円

貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

資産勘定	負債勘定
預貯金 29,289,528円	預り金ほか 7,920,031円
未収福祉施設掛金 75,230円	引当金 171,444,727円
有価証券 472,784,376円	基本金 1,169,093,754円
固定資産 846,309,378円	
合計 1,348,458,512円	合計 1,348,458,512円

みんなで育てよう私たちの基金

高齢化社会を迎え、厚生年金保険を補完する厚生年金基金の役割は一層重要なものとなっています。厚生年金基金は規模が大きくなるほどスケールメリットが活かされ、給付の充実や福祉施設事業の拡大を可能にします。皆さんのお仲間で、まだ基金に加入していない会社がありましたら、ご説明に参りますのでよろしくお願い致します。



基金規約の一部変更

規約新旧対照表

新	旧
<p>第4章 加入員</p> <p>(加入員期間)</p> <p>第40条 加入員期間を計算する場合は、月によるものとし、加入員の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。</p> <p>2 加入員の資格を喪失したのち、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。ただし、<u>第54条の規定に基づき退職年金の支給に関する義務を企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移転した者については、この限りでない。</u></p> <p>第7章 連合会移換者</p> <p>(退職年金の支給義務の移転)</p> <p>第54条 この基金は、加入員であった者の退職年金の支給に関する義務を連合会に移転することができる。この場合において、退職年金に関する支払期月は、第47条の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。</p> <p>2～3(略)</p> <p>(加入員への説明)</p> <p>第57条の2 <u>この基金は、加入員がその資格を取得したとき又はその資格を喪失したときは、第54条から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、当該加入員に対して説明しなければならない。</u></p> <p>第12章 解散及び清算</p> <p>(責任準備金相当額の納付)</p> <p>第81条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金（以下「最低責任準備金」という。）を法第161条第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。</p> <p>附則</p> <p><u>この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。</u></p>	<p>第4章 加入員</p> <p>(加入員期間)</p> <p>第40条 加入員期間を計算する場合は、月によるものとし、加入員の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。</p> <p>2 加入員の資格を喪失したのち、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。</p> <p>第7章 連合会移換者</p> <p>(退職年金の支給義務の移転)</p> <p>第54条 この基金は、加入員であった者の退職年金の支給に関する義務を企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移転することができる。この場合において、退職年金に関する支払期月は、第47条の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。</p> <p>2～3(略)</p> <p>第12章 解散及び清算</p> <p>(責任準備金相当額の納付)</p> <p>第81条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金（以下「最低責任準備金」という。）を法第162条の3第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。</p>

指定年金数理人の変更について

当基金における年金数理人については、受託機関の総幹事であるりそな信託銀行所属の年金数理人（渡辺拓氏）を指定していましたが、同年金数理人は8月末にて退職されました。このため、後任の年金数理人の指定が必要となります。

そこで、この後任候補として、りそな信託銀行より同行所属の年金数理人である和田貴一氏（年金信託部・東京制度設計室長）の推薦がありました。後任の指定については、9月11日開催の理事会・代議員会にて承認をいただき、変更の手続きを取りました。

実地監査結果の通知について

去る7月21日に実施された厚生局監査の結果については、当日、口頭での講評があったところですが、先般、

下記のとおり「良好」の旨の通知が送達されました。

関厚発第0814043号

平成18年8月14日

東日本硝子業厚生年金基金理事長 殿

関東信越厚生局長

実地監査の結果について（通知）

平成18年7月21日に実施した実地監査の結果、貴職をはじめ関係役職員の努力により、事業運営及び事務の執行状況とも、全般にわたり良好に実施されているものと認められたので通知する。

厚生年金基金は、公的年金と並ぶ老後の所得保障の一翼を担う企業年金制度の中核として、一層の充実・発展が期待されているところである。

このため、財政運営の弾力化、事業運営や資産運用面における規制緩和等による自己責任原則に基づく主体的運営、さらには基金運営に関する情報開示の推進などがこれまでになく重要となってきている。

このような中、貴基金においても、加入員等の受給権保全のための堅実な対応及び将来を見据えた年金資産の管理運用に特段の配慮を心掛けるとともに、今後とも健全かつ安定的な年金財政の運営に努められたい。

運用体制の見直しについて

去る5月29日に理事会が開催され、年金資産運用委員会において取りまとめられた運用体制の見直し議案の審議が行われました。

当日は大和総研にも出席いただき、今後の経済見通しなどを踏まえた運用予想や新たな組入れファンド候補に対する評価などを聴取したうえで、議案の議決がなされました。

審議内容

- 1 平成17年度の運用結果について
- 2 運用体制の見直し案について
 - ①運用の目標値（中長期予想：4.1%）
 - ②見直しの方針（リバランスはせず、低迷ファンドの見直し等）
 - ③低迷ファンドの見直し（為替アルファ・内株成長のシェアダウン）
 - ④組入れファンド（絶対リターン型ファンド・J-REIT）
 - ⑤シェア変更・資産移管（シェアダウン3%、10億円移管）
- 3 資産運用に関する規程の変更案について

運用体制の見直しによるシェア変更や新規ファンドの組入れに伴い、これらに関して定めている「東日本硝子業厚生年金基金の資産運用に関する規程」の一部（別

表）が変更されました。

別表の変更内容は、シェア（年金資産額の各運用機関への配分割合）について、シュローダー6%→3%、大和住銀6%→9%に変更されています。

また、運用機関の資産構成（複数の資産で運用する場合のシェア額に対する配分割合）について、大和住銀・国内債券0%→33%、国内株式100%→67%、三菱UFJ信託・国内債券0%→59%、国内株式0%→25%、外国債券100%→16%に変更されています。

これら変更後の規程（別表）は次表のとおりで、平成18年5月30日から施行しています。

資産運用に関する規程・別表（見直し後）

運用機関	シェア	資産構成（）内は許容乖離幅				
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他資産
りそな信託銀行	43%	46% (36~56)	16% (6~26)	14% (9~19)	12% (7~17)	12% (7~17)
みずほ信託銀行	10%	100%				
東京海上アセット	5%	100%				
三井アセット信託銀行	6%		100%			
シュローダー	3%		100%			
大和住銀	9%	33%	67%			
三菱UFJ信託銀行	12%	59%	25%	16%		
パークレイズ	6%				100%	
ニッセイアセット	6%				100%	

注1 運用機関名は略称

注2 網掛け部分は変更後内容

平成19年4月からの

年金制度改正の実施事項

離婚等をした場合における厚生年金の分割

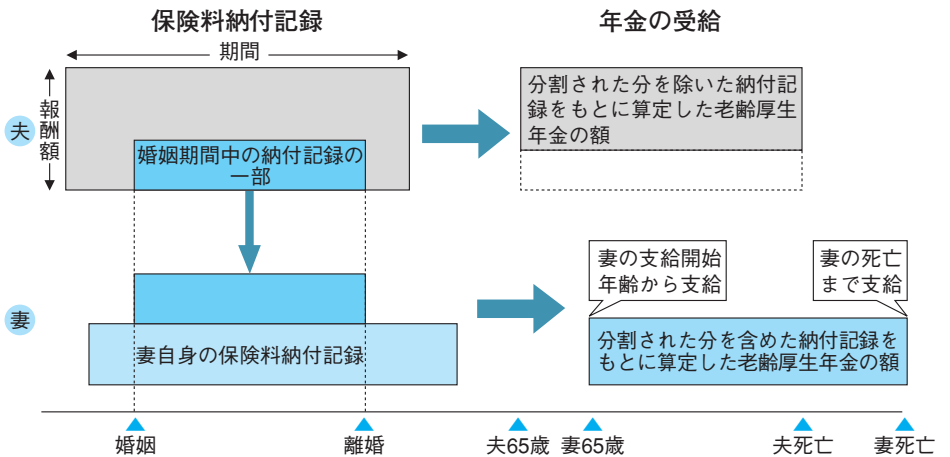
平成19年4月1日以降に夫婦が離婚等をした場合、当事者間の合意または裁判所の決定がある場合、1/2を上限として婚姻等期間中における厚生年金保険の被保険者期間の保険料納付記録を分割できるようになります。

保険料納付記録の分割後は、分割された人・分割を受けた人とも、自分自身の受給資格要件に基づいて、分割後の保険料納付記録に応じた厚生年金を受けます。老齢厚生年金については、分割を受けても生年月日に応じた自分自身の支給開始年齢に達するまでは支給されません。

施行日以降の離婚が対象となりますが、施行日前の保険料納付記録に

ついても分割の対象となります。分割の請求は、離婚から2年以内に行う必要があります。

●離婚時の厚生年金の分割における保険料納付記録と年金受給のイメージ



離婚等をした場合の厚生年金の分割について

- 「離婚等」とは、離婚をした場合、または婚姻が取り消された場合や事実婚関係が解消したと認められる場合をいいます。
- 「保険料納付記録」とは、厚生年金保険料の算定の基礎となった標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）のことをいい、厚生年金の年金額はこの標準報酬を基礎として計算されます。
- 分割された保険料納付記録は、厚生年金の額の算定の基礎となりますが、年金受給資格期間等には算入されません。
- 保険料納付記録の分割を行った元の配偶者が死亡しても、分割を受けた人の年金受給には影響ありません。

10月から年金分割のための情報提供がはじまっています

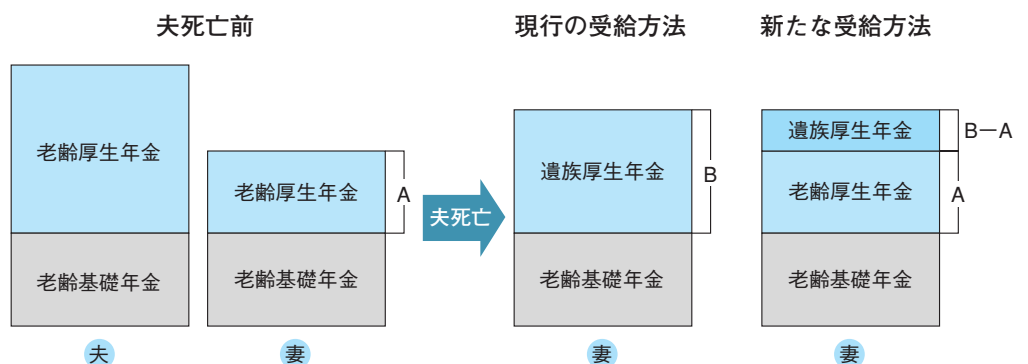
社会保険庁では、平成18年10月から当事者に対して年金分割についての情報提供を開始しています。情報提供は当事者双方または一方から請求することができます。一方からの請求があった場合、離婚等をしているときは請求者と請求をしていないもう一方に、離婚等をしていないときは請求した本人のみに情報提供が行われます。提供される情報の内容は、①分割の対象となる期間、②分割の対象となる期間に係る離婚当事者それぞれの保険料納付記録、③按分割合の範囲などです。

遺族年金制度の見直し

■高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の見直し

65歳以降の遺族配偶者について、本人が納めた保険料をできるだけ年金給付に反映させるため、自分の老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準の遺族厚生年金と差額があれば、その額が遺族厚生年金として支給されるしくみになります。

●遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の見直しのイメージ



平成16年に年金制度の改正が行われました。年金制度の改正は平成16年10月から順次行われていますが、今回は平成19年4月から実施される改正事項の主な内容をお知らせします。

■中高齢寡婦加算の見直し

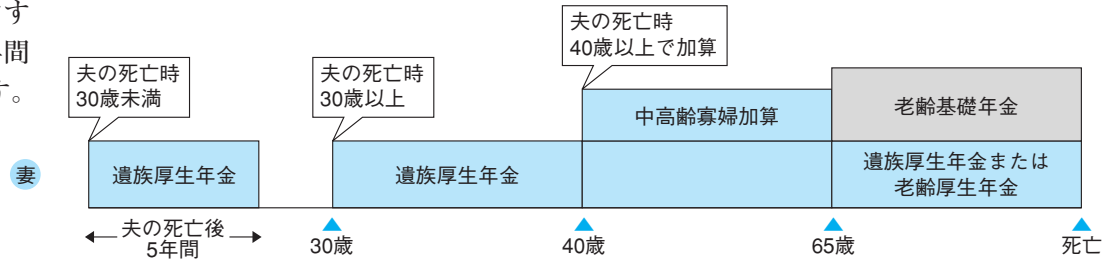
現在、夫の死亡時に35歳以上の妻に40歳から支給されている中高齢寡婦加算（遺族基礎年金を受けられな

い子のいない妻に支給）が、待期期間をなくし夫の死亡時に40歳以上65歳未満の妻への支給になります。

■若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し

18歳未満の子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金が5年間の有期給付となります。

●若齢期・中高齢期の妻に対する遺族給付の見直しのイメージ



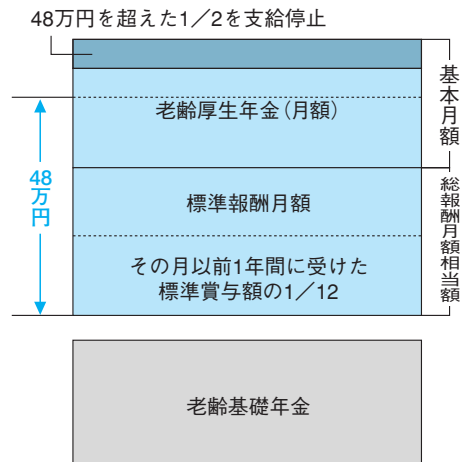
在職老齢年金の70歳以降への適用拡大

現在、在職者の年金額を調整する在職老齢年金制度は、60歳以上70歳未満の人が対象とされています。平成19年4月からは、70歳以上の在職者にも60歳代後半の在職老齢年金と同様のしくみ（基本月額と総報酬月額相当額※の合計が48万円を超える場合はその2分の1を支給停止）が適用されます。

ただし、60歳代後半の在職者と異なり、70歳以上の在職者は在職老齢年金のしくみの適用のみで、厚生年金保険料の負担はありません。

※その月の標準報酬月額とその月以前1年間に受けた標準賞与額の12分の1の合計額。

●70歳以上の在職老齢年金の支給停止のイメージ

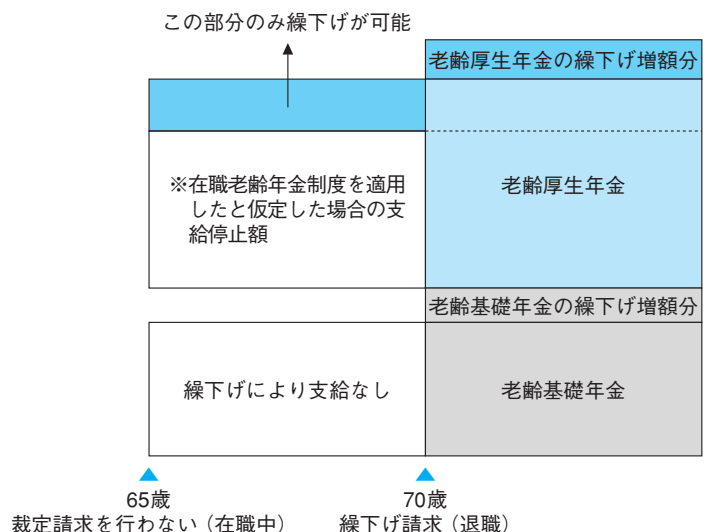


65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度

現在、65歳から支給される老齢厚生年金を65歳以降に繰り下げて受けることはできません。しかし、今後は高齢者の就労がより一層進んでいくことが見込まれるとともに、実際に引退した年齢から年金を受けることを望む人が増えていくことが考えられます。そこで、平成19年4月から、老齢厚生年金について自分自身で受ける年齢を選択できるように、65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度が導入されることになりました。この制度では、老齢厚生年金を66歳になる前に請求しなければ、希望した時期から増額された年金を繰り下げて受けることができます。

なお、65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度は、施行日（平成19年4月1日）前に老齢厚生年金の受給権が発生している人は対象となりません。

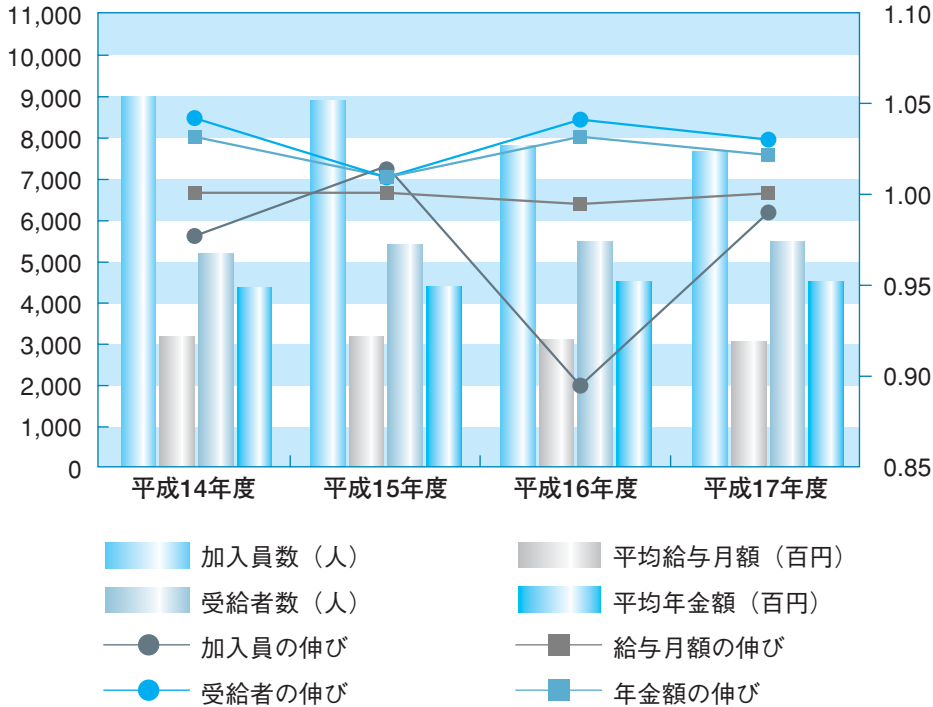
●老齢厚生年金を70歳に繰下げ請求する場合のイメージ



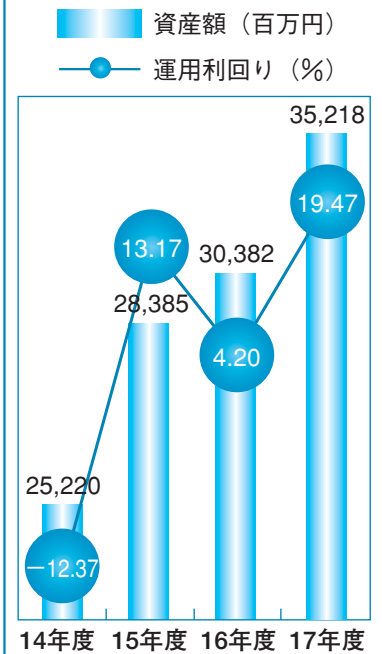
事業統計

年金受給者数、平均年金額の増加、加入員数の減少により、さらに成熟度が上昇

主要事業事項の傾向



年金資産額と運用利回り



「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、電話、ファクシミリ、手紙、当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445

FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com



ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 基金の概要 ● 規約と規程 ● 予算と決算 ● 給付のしくみ | <ul style="list-style-type: none"> ● 年金のご相談 (24時間) ● 基金の現況 ● 広報誌関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種届出様式 ● 掛金額表 <p>etc</p> |
|---|---|---|

